

○府中市環境審議会規則

平成 11 年 6 月 23 日
規則第 22 号

(目的)

第 1 条 この規則は、府中市環境基本条例(平成 11 年 3 月府中市条例第 6 号。以下「条例」という。)第 19 条の規定に基づき、府中市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(審議会の構成)

第 2 条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員をもって組織するものとする。

- (1) 公募による市民 4 人以内
- (2) 事業者 4 人以内
- (3) 民間の団体の構成員 4 人以内
- (4) 学識経験を有する者 3 人以内

(委員の任期)

- 第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
 - 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(審議会の会議)

- 第 5 条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要があると認めるときは、これを非公開とすることができる。

(雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。